

もうひとつの 世界へ

隔月刊

2007.4
No.8

「裁判員制度」をどう考えるか

LOGOS
ロゴス社

裁判員制度に賛成する理由

——都々逸裁判官はこう考える



竹内浩史
Takeuchi Hiroshi

民主主義の充実へ市民の裁判参加を



西川伸一
Nishikawa Shin'ichi

裁判員制度を始めさせてはならない



高山俊吉
Takayama Shunkichi

裁判員の制度を簡単に言うとか次のようなものだ。くじで選ばれた者に殺人、強盗致死傷、放火などの重大事件を職業裁判官と一緒に審理させる。件数は全国で年間三千数百件。有罪・無

罪の判定だけではなく、有罪の場合に言い渡す量刑の判断もさせる。法律家や警察官などごく一部の職業の人を除く二〇歳以上のすべての人を対象とする。原則として断れず、正当な理由

なく出頭しないと処罰される。出頭前も出頭中もその事実を公にしてはならず、出頭以降守秘義務の厳しい縛りを受ける。一方、被告人は裁判員の裁判を受けることを義務づけられ、こちらは一切断れない。

陪審なら被告人は受けるも受けないも自由だし、陪審裁判は被告人が無罪を主張した時しか開かれない。また、陪審員は原則として量刑判断に関わらない。裁判員制度は陪審とは似ても似つかないしろもので、陪審への一里塚などと言うのはまったくのうそ。一里塚にならないからこそ最高裁や法務省が躍起になって進めようとしているわけだ。

その裁判員制度。二〇〇九年五月までに施行するとされているが、準備がどうにもこうにも整わない。様々な世論調査が「嫌われ裁判員制度」の実態をつぶさに報告している。最近の内閣府の世論調査（〇七年二月発表）でも、「参加したくない」とか、「できれば参加したくない」という意見が七八パーセントにも達していることが明らかになった。何十億円もの予算をつぎ込み、名だたる広告代理店と有名な女優を使っ

て宣伝につとめても、悲しいかな、知られれば知られるほど嫌がられている。

裁判員法は、国会審議の中で超党派の強い要

求を受け、裁判員就任を断れる「やむを得ない事由」を政令で定めることが急遽決められた（二六条七号）。しかし、施行まで二年ちよつとに迫ったというのに、政令作りは深く潜行してしまい、国民は誰も政令の制定構想を知らされてない。拒絶できるケースを広範に認めれば裁判員制度は崩壊する。かと言って絞り込めばおかたがそんな裁判員制度は駄目だと言います。国民総参加というのにその当事者に予定を知らせないという異様な状況が今日まで続いている。

その一方で、法務省は無謀な広報に暴走した。政府主催のタウンミーティング（TM）で、〇四年一二月から〇六年三月までの間に、東京、高松、宇都宮、金沢、那覇、宮崎の六都市で「やらせ」を断行、東京の会場では発言者一〇人のうち六人が依頼された通りにしゃべった。人を

欺く許されざる演出である。これが「巨悪に立ち向かう正義の検察」のやることか。

最高裁も負けていない。最高裁が昨春発表したアンケートにも世論誘導の狙いがにじみ出た。これまでの多くの世論調査で、嫌がる理由の「両雄」の位置を占めていた「判断が難しい」と「人を裁きたくない」を「心理的に不安」なる一項目に小さくまとめたしまった。あざとい技巧である。「さくら動員」事件が起きた。最高裁から裁判員制度宣伝の広告掲載を受注した新聞社がアルバイトや派遣会社に金を払い、裁判員制度フォーラムへのさくら動員を敢行したのだ。最高裁は国民の税金を使って不人気挽回を画策し、マスコミは自らの利益のために報道の客観性・中立性をうち捨てて国策に協力する。最高裁と新聞メディアと広告代理店の醜態極まる出来レースである。

小田急住民訴訟における最高裁の行政寄りの姿勢を見よ。オーム事件弁護人に対する東京高裁の強権発動を見よ。中国残留孤児に対する東京地裁の冷たい態度を見よ。その最高裁、東京高・地裁をはじめとする全国の裁判所の庁舎に、そして法務省や検察庁の庁舎に、裁判員制度宣伝のポスターが所狭しと張りめぐらされている。欺瞞、誘導、やらせ、さくら……。虚妄の演技を尽くして裁判員制度推進の先頭に立つのが誰と誰か、そして何のためか。今こそそれを見極め、考えねばならない。

「疑わしきを罰する日本の裁判の現実に驚いてほしい」。周防正行映画監督はそう語った。その「日本の裁判」に責任を負う最高裁と法務省が、自白の偏重にも警察の人権侵害にも人質司法の実態にも「驚きもせず反省もせず」、惨憺たる司法の現場に躍起になって国民を引き込

悔いなき生き方は可能だ

—— 社会主義がめざすもの

リストラやワーキングプアの現実で「労働者」を意識した人びとに、その根底にあるものを示す。誇りを胸に生きる道はどこに？ いっしょに考えよう！

「寅さん」革命家村岡 到 時に毒をはきながらそれがこゝか憎めない。寅さんゆずりの洒落さからか—— 通説を論破し二世紀の社会主義像を構築。

—— 西川伸一（明治大学教授）解説から

序 悔いのない生き方を
愛と社会主義——マルクスとフロムを超えて
宗教と社会主義——ロシア革命での経験
農業と社会主義
社会主義と法——ロシア革命が直面した予期せぬ課題
則法革命こそ活路——民主政における革命の形態
多数尊重制と複数前衛党
憲法はなぜ大切か
愛郷心を育てよう
自衛隊を解体し国連指揮下の日本平和隊の創設を
漁民と魚に国境はいらない——竹島の日韓共同管理を
解説に代えて 革命家の「寅さん」へのオマージュ 西川伸一

村岡 到 著
4月6日刊行！

四六判 192頁 定価 2100円（税込）
発売元 本の泉社 03-5800-8494
発行 ロゴス社 03-5840-8525

もうとしている。件のポスターは言う。「判決や刑罰決定までの過程を体験、理解し犯罪がどのように起こるのかを考えるきっかけを作ることで、安心して暮らせる社会に何が必要かを自分のこととして考える、昨日までの自分とは違う自分になる」。簡単に言えば、「君も人を裁く側に立ち、治安を維持する人間に変わりたいまゝ」である。その言い回しから「心のノート」との酷似を想起される皆さんもいよう。私はこれを国家権力による国民の司法総動員と理解する。国民自身に国民統治を呼びかける時代は「隣組の時代」、もつとはつきり言えば「戦争の時代」である。改憲の動きと裁判員制度の創設と教育基本法の改悪は連通管で隙間もなくつながっている。

看過できないのは、このもくろみに「市民」が参加していることだ。「歴史的な変革の時だ」とか「プロ任せの時代がついに終わる」などと有頂天になる手合いもいれば、「市民が参加すればきつと裁判官の姿勢が変わる」などと期待する人たちもいる。しかし、そこにはこの制度の登場理由に関する偽装ないし無理解があり、春の雪と消えるはかない望みがある。本当に歴史的变化が起き、時代が変わるのは、三宅坂（最高裁）や霞ヶ関（法務省）が民衆に包囲され、

権力が現在の裁判のままではどうにも進めようがなくなった時だけだ。しかし、裁判員制度にはそのような状況をうかがわせる兆候など何もない。もう一度言う、「爪の先ほども」ないのだ。あの小泉前首相が「国家戦略の柱」と断じた「司法改革」の目玉が裁判員制度であることを忘れてはならない。そこに厳に存するのは

市民の司法不信を逆用した一層の司法改悪であり、市民の側にあるのは現実の社会や時代のありようと完全に切り離された「真空社会の司法参加」幻想である。

「危険な時代」。それは常に「見せかけの市民」を最前線に立たせ、その陰で進行する。

（たかやま・しゅんきち／弁護士）